

桜丘国際日本語学校学費返金規程

2020年2月1日制定

この規程は、桜丘国際日本語学校が入学を許可した者で、かつ在留資格申請をしている場合において、学費の返金に関する事項について定めたものである。

(原則)

1. 学費の返金は、学生本人もしくは経費支弁者を通して行われる。
2. 学費の返金の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。
3. 稟議を経て承認された場合、以下の返金規定に基づいて返金処理が行われる。

ケース 1：在留資格申請書類提出後のキャンセルの場合

「在留資格認定証明書」の交付、不交付に関わらず、選考料は返金しない。

ケース 2：入国管理局から「在留資格認定証明書」交付後で、学費支払い前のキャンセル場合

選考料は返金しない。

ケース 3：入国管理局から「在留資格認定証明書」交付後で学費支払い後、かつ授業開始前にキャンセルした場合

- ア. 選考料及び入学金は返金しない。
- イ. 「入学辞退届」の提出をもって入学辞退の受付とする。
「入学辞退届」「在留資格認定証明書」及び「入学許可書」を返却後、アに掲げた
選考料及び入学金を引いた学費を返金する。

ケース 4：入国ビザを取得した後、来日以前に入学を辞退した場合

- ア. 選考料及び入学金は返金しない。
- イ. 授業料は当校職員によって、入国ビザが未使用で、かつ失効が確認でき、「入学許可書」が返却された後に返金する。

ケース 5：日本大使館・領事館よりビザ発給が拒否された場合

- ア. 選考料及び入学金は返金しない。

イ. 入学許可書を返却後に選考料・入学金を引いた金額を返金する。

ケース 6 : 入国ビザを使用して来日し、入学前にキャンセルする場合

ア. 選考料及び入学金は返金しない。

イ. 入学許可書を返却後に選考料・入学金を引いた金額を、完全に帰国が確認できた後に返金する。

ケース 7 : 授業開始後のキャンセル(退学)の場合

※ 返金対象：授業料（その他の諸費用は対象外とする。）

ア. 退学届の提出をもって退学受付とし、退学月を除く残りの月数の授業料を返金する。なお、返金は帰国確認、もしくは他のビザの取得を確認してから返金する。

イ. 各学期(前期・後期)の出席率が正当な理由なく 80% を下回った場合の退学に関しては、理由の如何に関わらず返金しない。

※ 退学の場合、事務手数料として 20,000 円（税抜）を申し受ける。

※ 事務手数料は、入管への報告文書作成代及び報告時の通信費、これに関わる人件費及び、帰国確認等にかかる通信費、クラス編成や講師手配にかかる人件費等が含まれる。

ケース 8 : 法律を破り強制送還された場合や、除籍処分となった場合

一切返金しない。

ケース 9 : 来日が遅れた場合

一切返金しない。

ケース 10 : 天災・事故・感染症・交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがあることにより休校、または授業(課外活動を含む)を中止した場合

免責とし、授業料の返金はしない。